

令和8年度プレコンセプションケア講師派遣事業実施要綱

1 目 的

出生数の減少、望まぬ妊娠や 10 代の人工中絶割合の増加、赤ちゃんの 10 人に 1 人が低出生体重児、不妊治療の増加という深刻な課題がある中、子どもを取り巻く環境は SNS の普及により誤った情報の発信や情報過多となっている。これらの課題の解決のためには、「若い世代の男女がより健康になり、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にするための教育、妊娠を前提としたヘルスケア(プレコンセプションケア)」を推進することが重要である。本事業は、学校等と連携し、プレコンセプションケアにかかる健康教育の講師派遣を行うことにより、子どもや若者がプレコンセプションケアを実践できるようになることを目的とする。

2 実施主体

滋賀県

3 実施機関

一般社団法人滋賀県助産師会

4 実施内容

① 講師派遣依頼の相談・受付

対象機関：小学校、中学校、高校、大学、企業等から講師派遣の依頼や講師派遣事業の相談を受ける。適切な講師を派遣するため、依頼内容について十分に聞き取りを行う。

② 登録講師への連絡・調整、講師料の支払い

依頼内容に基づいて、講師派遣事業登録講師に日程、対象者、内容等について、連絡・調整を行う。また、講師派遣後に講師料・旅費の支払いを行う。

③ 講義結果の確認

講義結果(受講者数、講義内容等)を確認し、県へ報告する。講義資料はデータで受け取り、県への報告に添付する。

④ 受講後のアンケートの実施

受講後に受講者、依頼機関にアンケート調査を実施し、講師派遣事業を行った効果について評価する。

- ⑤ 本事業用のインターネットホームページの作成
講師派遣事業の概要や、講師の一覧を掲載する。

5 関係機関との連携および周知

事業の実施にあたり、講師が所属する各職能団体や大学、講師派遣先となる学校等教育関係者、講師派遣先の市町、保健所、県等の関係機関と十分連携を図るものとする。また、県と連携して学校等への積極的な広報活動に努めるものとする。

6 報告

実施機関は、毎月実施状況報告(様式1)を行い、事業終了後においては速やかに事業完了報告書(様式2)により滋賀県知事あて実施内容を報告するものとする。